【事業所名】　　さの指定居宅介護支援事業所

Ⅰ　事業運営の基本方針

|  |
| --- |
| 介護保険法の趣旨に従い、利用者・家族への説明と同意を基本とし、継続した在宅生活が送れるよう、自立支援に基づいた適切な居宅サービス計画の作成を支援する。 |

Ⅱ　中期的目標

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| １.　地域で信頼される居宅介護支援事業所としての確立 | 1. 公正中立な運営を心掛け、待ち受け件数を増やせるよう努める。 2. 支援計画やサービス内容の調整等、自己研鑽に努める。 |
| ２.　自立支援・重度化防止を念頭に入れたケアプランの作成 | 1. 週１度の会議にてPDCAサイクルを念頭に業務改善を行い、職員間で理解を深める。 2. インフォーマルサービスを取り込んだケアプランの作成 |
| ３.　地域包括システムの推進 | 1. 地域包括支援センターと連携を取りながら困難ケースに積極的に取り組む。 2. 医療職、保健所、福祉事務所、区役所等と連携し、各サービス事業者に繋ぐ役目を担う。 |
| ４.　経営基盤の確立 | 1. 特定事業所加算Ⅱの算定を維持 2. 事業継続計画（BCP）の実行性を高めるために随時計画の見直しを行う。 |

Ⅲ　年間計画（進行管理表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 年間計画 | 〇職員への取組　（個別事業所計画・居宅Ⅱ加算計画、ストレスチェック、健康診断、新人研修、居宅部会研修）  〇利用者サービスの取組（週1回の居宅会議）  〇経営基盤の取組（毎月運営会議、研修会議、月１居宅報告、年２回他法人との事例検討会、２か月/１回他法人のケアマネカフェ）  〇持続可能な社会に向けての取組  〇地域社会への取り組み（地域ケアネット参加、法人防災訓練参加） |  |  | 虐待防止研修 | 身体拘束禁止研修  虐待の芽チェック | 人権擁護研修 | 認知症研修 | 腰痛予防研修  感染症研修 | ハラスメント対策研修 | 他制度に関する研修（難病・ヤングケアラーなど）  机上訓練研修 |  |  |

Ⅳ　事業の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の概要 | 取り組む課題 |
| **１　利用者サービスへの取組** | |
| 1. 人権尊重の徹底   利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供される公正中立な立場でサービス調整を行う。 | * 1. 家族も含めたアセスメントを意識するとともに、ニーズを把握する力を強める。   2. 計画に沿ったサービス内容の実践と評価を適正に行い、質の高いマネジメントを行う。 |
| （２）苦情解決・相談体制の整備  　　苦情に対して、迅速かつ適切に対応する。 | * 1. 担当以外の職員も迅速に苦情対応できる体制の強化   ② 苦情拡大防止のための報連相の徹底 |
| （３）事故防止対策 | ・事故発生時の記録作成の迅速化  ・個人情報の取扱を徹底 |
| （４）サービスの質の確保 | ・自立支援のニーズ、サービスの質の向上に必要な研修に参加し、スキルアップを行う。 |
|  | |
| **２　職員への取組** |  |
| （１）人材の確保・育成・定着  　　　新任職員の育成整備 | ・新人職員の育成はPDCAのサイクルを基本とし、指導を行う。 |
| 1. 人材の活用 | * 1. 職員間での情報の共有化を図り、多能工化（一人が複数業務に対応、あるいは複数業務に対応できるスキルを持った職員を育成）を目指す。   ②　個人情報の取扱いに留意しつつ、利用者に不利益のない業務体制を強化する。 |
| （３）職場環境づくり  　一人で抱え込まない事業所作り | ・週１度の会議だけでなく、いつでも相談できる話しやすい職場環境を継続する。 |
|  | |
| **３　地域社会への取組** | |
| （１）地域貢献  　地域で行われている事業への参加 | ・地域包括支援センターで行われている事業「絆のあんしんネットワーク・オレンジカフェ・家族会・防災訓練等」に参加する。 |
| （２）災害対応  業務継続計画の遂行 | ・災害時の研修、訓練、計画書の見直しなどブラッシュアップし、実効性を高める。 |
|  | |
| **４　経営基盤強化への取組** | |
| （１）収入増への取組 | 1. 担当件数を事業所として延べ３９件（予防３人を１人換算）として、支援できるよう介護支援専門員一人ひとりの支援件数を伸ばす。    1. 加算要件に該当する支援、在宅支援だけでは施設ケアプランなどを積極的に取り組む。    2. 足立区だけでなく、他県等の認定調査依頼を受ける。 |
| （２）コスト削減への取組 | ・業務効率化を図り、残業時間を削減する。 |
| （３）法人全体の財政基盤の強化  同事業所のデイ・ショートステイのサービスへの紹介を行う。 | ・併設事業所(デイサービス・ショートステイ)のサービスを利用者・家族に自信をもって紹介できるように定期的に意見交換を行い、情報を共有する。 |
| （５）組織・システム | ①会議内容の周知徹底を図り、情報共有を密にする。  ②２４時間緊急対応としての電話を居宅のみで管理する就業時間を８：４５～１７：３０に変更する（R７年４月から）。 |
| （６）災害・感染症対応  災害時二次避難場所としてのシステムとしての機能がある。  感染対策を徹底する。 | 1. 施設で行われる防災訓練に参加し、居宅としてできる役割を自覚する。 2. 手洗い、うがい、マスクなど徹底し、感染源にならないように努める。 3. 災害により職員が出社できない状況となった際の、業務継続の体制構築 4. 感染により出社できない状況となった際のリモートワークできる体制構築 |
| （８）情報セキュリティの強化  個人情報の流出がないようにする。 | ①　ICT活用によるパスワードの定期的な変更を行う。  ②　訪問時は最小限の個人情報の持ち出しに努め、置忘れ防止の徹底 |
|  | |
| **５　持続可能な社会の実現に向けての取組　。** | |
| 所内の書類は、ペーパレス化を推進し、紙の利用をやめる。 | ・紙媒体からデータ保管へ移行 |